

# 福島県における漁業の実践的側面

－ 福島県の漁業復興の取組 －

福島県漁業協同組合連合会

# これまでの経緯

時期	状況等
2011年3～4月	○福島第一原発から汚染水が海洋に流出
2011年3月15日	○漁協組合長会議で沿岸漁業の操業自粛を決定(沖合漁業は操業を継続)
2011年4月～	○県による魚介類のモニタリング検査開始
2011年4月	○福島県沖のコウナゴに摂取制限・出荷制限指示
2011年4月～	○魚介類のモニタリング検査のデータ蓄積 * 海域や魚種による放射能の傾向が判りはじめる ○一部の漁業者、流通業者から操業再開の要望
2012年2月	○福島県地域漁業復興協議会設立
2012年3月	○相馬双葉漁協試験操業・試験流通検討委員会設置
2012年3月～	○試験操業計画の策定 * 各委員会、協議会で内容を協議
2012年6月	○漁協組合長会議において試験操業計画を承認
2012年6月22日	○相馬双葉漁協でタコ類2種、ツブ貝1種に限定した「試験操業」スタート
2012年7月	○いわき地区試験操業検討委員会設置
2013年10月18日	○いわき市漁協・小名浜機船底曳漁協で「試験操業」スタート

# 試験操業の取組

福島県の沿岸漁業(沖底含む)は操業を自粛

- 県が行った**約3万8千件**(2016.8現在)のモニタリング検査によって、**放射能の影響が明らかに。**
  - 魚種によっては**影響がほとんどないもの**
  - 時間の経過によって**明確に低下したもの**

◆ **魚種を限定し、小規模な操業と販売を試験的に実施**  
**2012年6月から開始**

## 【 目的 】

- 出荷先での評価を調査
- 流通することで、福島の魚の安全性をアピール



# 「試験操業」における意思決定の流れ

県が行うモニタリング検査で  
対象種(候補)の安全性を確認

## ① 漁業者・流通業者の協議

対象種、操業、流通体制

## ② 地区試験操業検討委員会

各地域の合意形成

## ③ 福島県地域漁業復興協議会

漁業者代表、消費・流通代表、有識者、行政機関により協議する

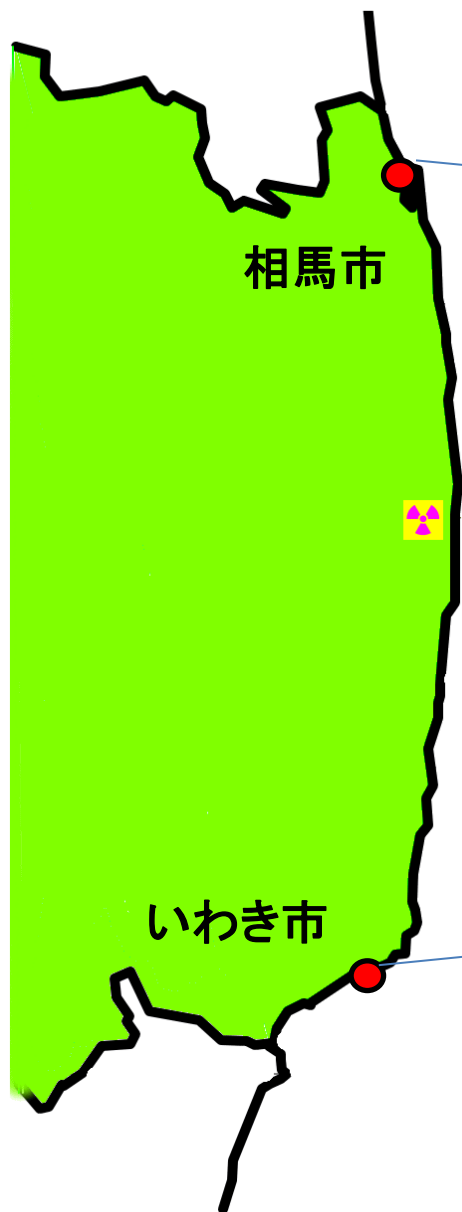
## ④ 県下漁業協同組合長会議

計画を最終決定する

試験操業の計画は、多くの段階を経て慎重に協議され、決定される



# 自主検査体制(検査機器の配置)



## 相馬原釜魚市場

CsI検査機器 6台

NaI検査機器 2台

## 県水産試験場相馬支場

ゲルマニウム検査機器 1台

## 小名浜魚市場

CsI検査機器 6台

NaI検査機器 3台

## 県水産試験場

ゲルマニウム検査機器 1台

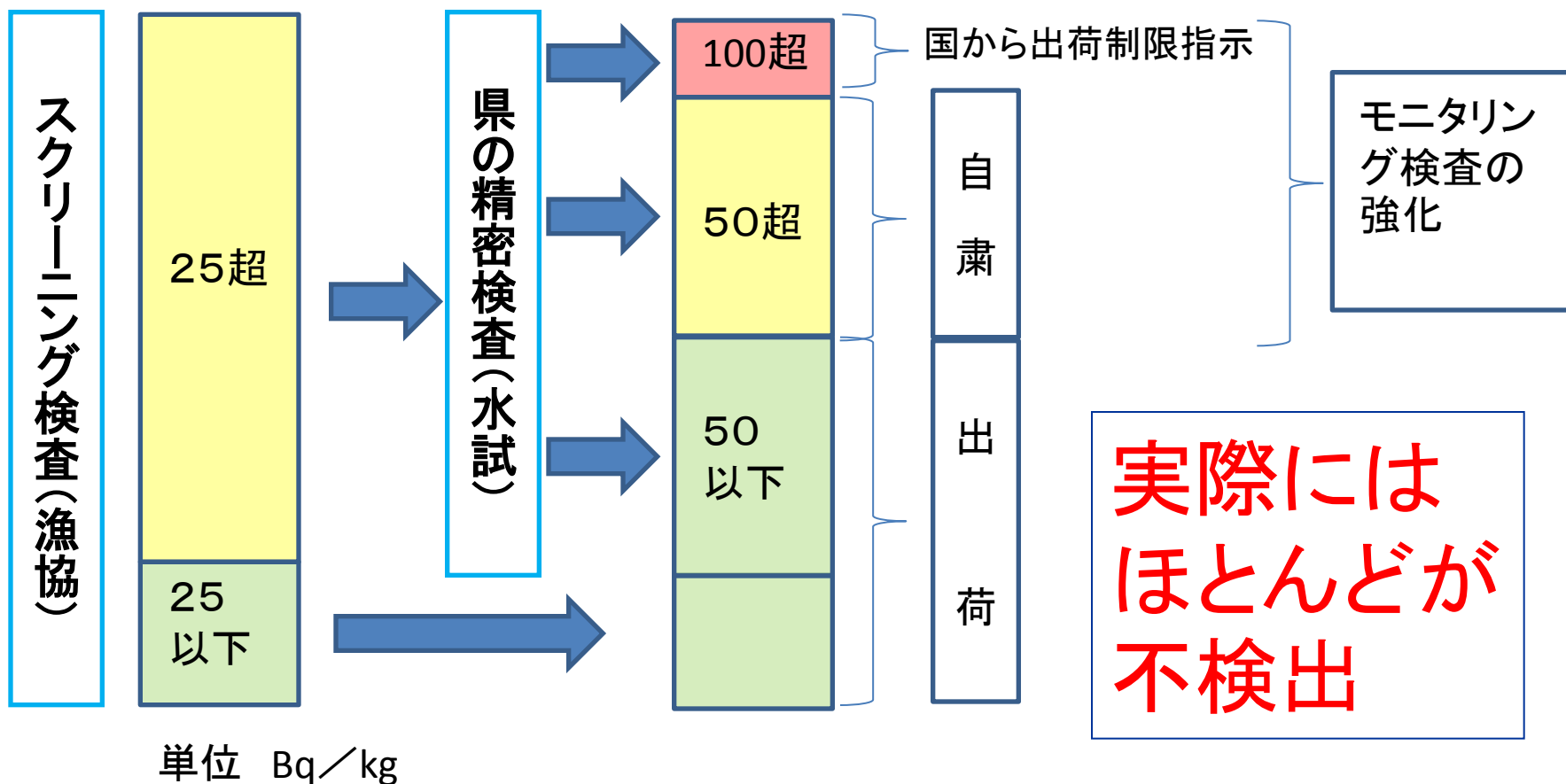


- ◆ 研修を受けた漁協職員が検査
- ◆ 各検査室において、7～10名程度で検査

# 自主検査体制(出荷方針)

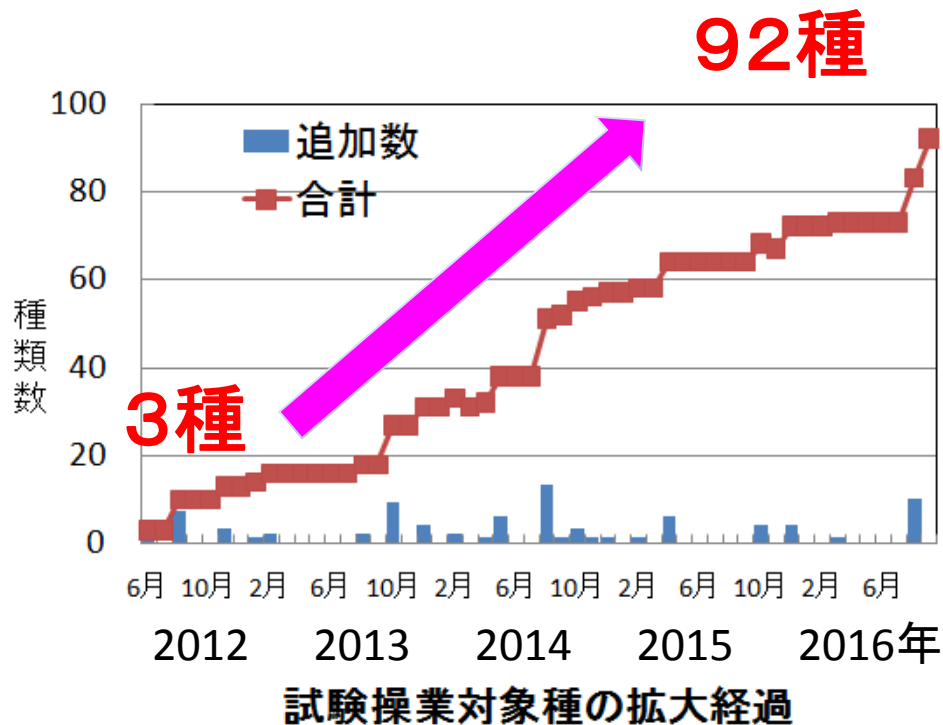
## 50Bq/kgを自主基準

これは、間違っても100Bq/kg(国の基準値)を超える魚介類を出荷しないため。



# 「試験操業」の対象種

当初**3種**から開始、2016年10月現在**92種**まで増加



## 魚類 66種

アオメエソ、キアンコウ、コウナゴ、ヒラメ、マガレイなど

## 甲殻類 8種

ケガニ、ズワイガニ、ヒラツメガニなど

## イカ・タコ類 7種

スルメイカ、ヤリイカ、マダコ、ミズダコなど

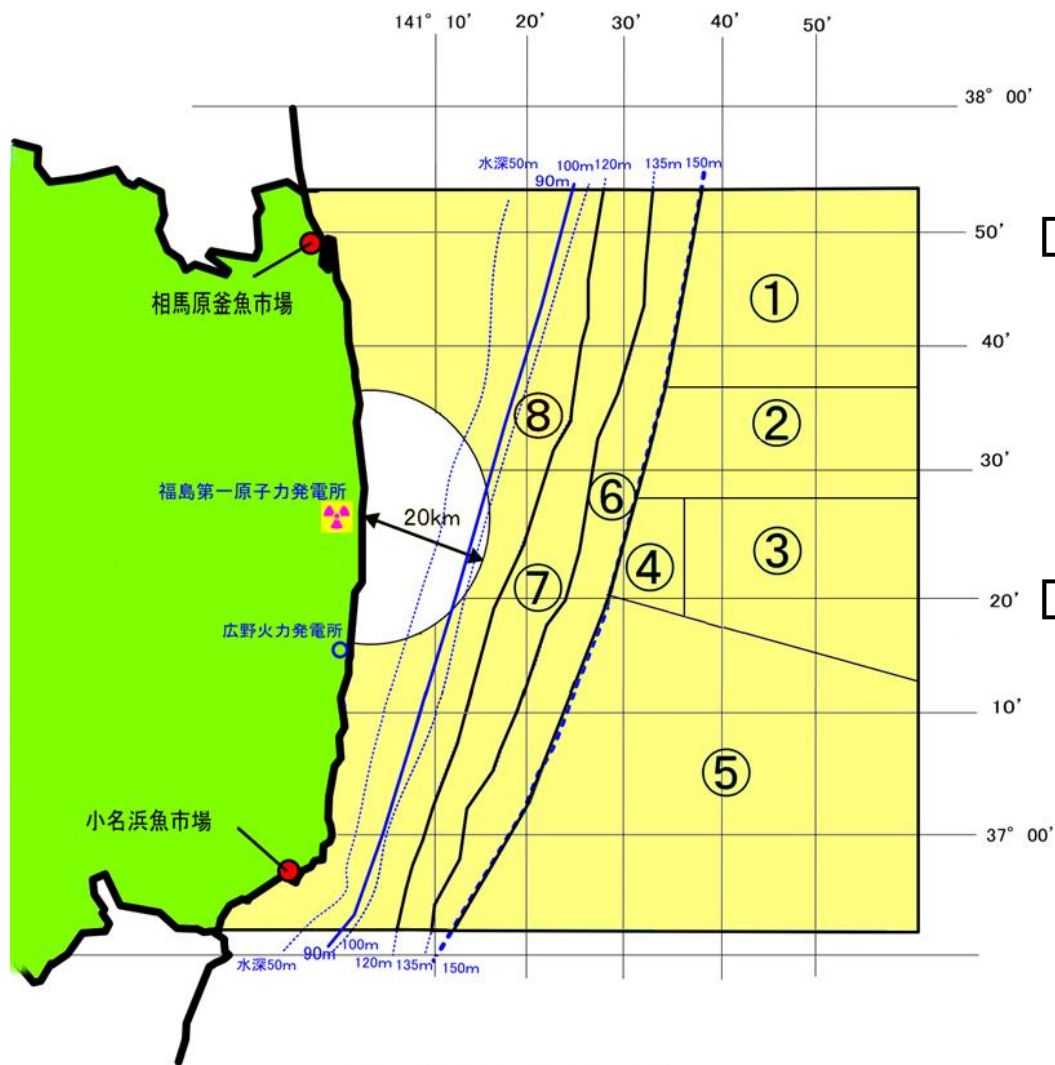
## 貝類 9種

アサリ、アワビ、シライトマキバイ(ツブ)、ホッキガイなど

## その他 2種

オキナマコ、キタムラサキウニ

# 試験操業が行われている海域(2016年6月現在)

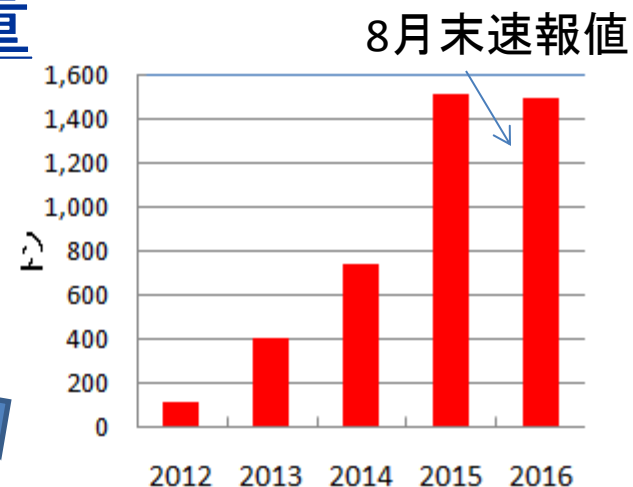
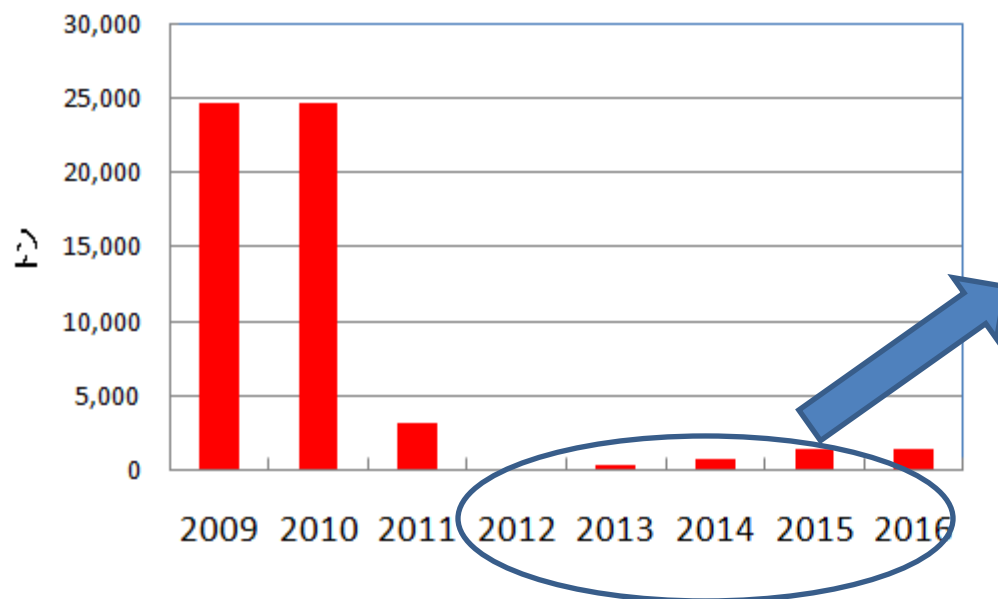


- 試験操業は、福島第一原発から半径20kmの海域を除く、福島県沖全域で行っている。
- 底びき網については、対象種以外の混獲を防ぐために、水深90m以深で操業している。

試験操業海域

\* 図中の番号は底びき網の対象漁場拡大の順番

# 沿岸漁業(試験操業)の漁獲量



沿岸漁業の漁獲量(属地)  
\* 沖底含む



試験操業の漁獲量は着実に増加しているが、平成27年の漁獲量は、震災前10年平均の**5.8%**と非常に低い水準

# 販売(出荷)状況

- 当初、県内のみのお出荷
- 現在は東北、関東、中部、北陸など全国の消費地市場へ出荷



いわき中央卸売市場



地元スーパー

消費地市場価格は概ね他県産と同等で取引